第三十八条の四	
第十五条第一項又は第二項の規定	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十五条第一項の規定
第十八条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十八条
第十五条第一項又は第二項の労働保険料	附則第十一条の二の規定により読み替えられた同項の労働保険料
第十九条第三項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十九条第三項
第五十六条第一項	
第二十六条第一項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第二十六条第一項
第五十六条第二項	
前項	附則第九条の規定により読み替えられた前項
第二十六条第一項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第二十六条第一項
第五十七条	
第二十六条第一項	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第二十六条第一項
前条	附則第九条の規定により読み替えられた前条
第七十八条第一項	
第三十八条第一項	附則第九条の規定により読み替えられた第三十八条第一項
附則第四条第一項	
附則第五条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法附則第五条
変更後の一般保険料率	法第十二条第一項第二号の事業が同項第一号の事業に該当するに至つたため令和四年度前期一般保険料率及び令和四年度後期一般保険料率に基づき算定した概算保険料の額又は変更後の令和四年度前期一般保険料率若しくは令和四年度後期一般保険料率
附則第四条第二項	
附則第五条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法附則第五条
第十六条	附則第十一条の二の規定により読み替えられた法第十六条
第二十五条第二項	附則第九条の規定により読み替えられた第二十五条第二項